

「岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備基本計画（案）」 に対していただいたご意見と岐阜羽島衛生施設組合の考え方

意見募集期間 平成30年1月5日（金） ～ 平成30年2月5日（月）
 意見提出数 6通（直接提出：2通、郵送：2通、ファクシミリ：1通、電子メール：1通）
 意見項目数 29件

番号	該当箇所	いただいたご意見の概要	岐阜羽島衛生施設組合の考え方	変更の有無
1	全般	年号表記が基本計画各所で見られるが、天皇陛下の退位が決定した中、元号の変更が平成31年前半には確実にされることから、西暦表記として記載するべきではないか。	将来の計画等に関することにつきましては、和暦と西暦を併記しております。	無
第1章 基本計画策定にあたって				
2	(P1) 第1節 計画策定の背景と目的 1 計画作成の背景	新規に羽島市内にてごみ処理施設を建設するにあたっての社会的背景が不明な部分が多い。岐阜羽島衛生施設組合を構成している「岐阜市」「羽島市」「羽島郡岐南町」「羽島郡笠松町」のそれぞれの廃棄物処理の方針、構成市町の人口増減の推移等社会状況、事業系・家庭系ごみの排出量の推移等、ごみ処理施設を新規に建設するにあたって把握する必要がある『社会環境に関する情報』が十分に掲載されていないため、基本計画（案）に記載されている内容が妥当であるのかどうか判断しづらい箇所が多数見受けられる。計画案を担保する社会状況のとりまとめは前段でしっかりと行っておくべきだ。	ご意見を踏まえて、基本計画を修正いたします。	有

番号	該当箇所	いただいたご意見の概要	岐阜羽島衛生施設組合の考え方	変更の有無
3	(P2) 第2節 施設整備の基本方針 1 施設整備の基本方針	『災害時に地域にエネルギーを供給できる施設』と位置付けているが、対象としている『エネルギーを供給する』地域はどこになるのか。 また、送電網の関係で、実際に災害時に地域にエネルギーを供給できる技術的課題はクリアできるのか。	ごみ焼却時の熱エネルギーを利用し、発電、冷暖房、温水等の余熱利用を計画しており、余熱利用施設等への効果的なエネルギー供給を検討してまいります。	無
4	(P3、P4) 第3節 新たな建設用地の選定 1 はじめに 2 選定手順 3 選定結果	平方地区と城屋敷・加賀野井地区の評価結果が掲載されているが、結果のみが出されており、そのプロセスが明示されていないため、記載されている各項目の点数について妥当であるのかどうか判断が出来ない。点数結果のみでなく、どのようなチェックシートにおいて、点数が加点されているのか分かる資料を明示すべきだ。計画本編でなくても、巻末の資料編として分かるように掲載すれば良いのではないのか。	建設用地の選定に当たっては、「岐阜羽島衛生施設組合一般廃棄物処理施設用地選定委員会」を開催し、決定しております。 用地選定委員会につきましては、当組合ホームページ (http://ghesk.jp/sisetsu) に掲載しておりますのでご参照ください。	無
5	(P6) 第4節 建設用地の状況 1 用地条件	以前稼働していた境川地区にあったごみ焼却施設は、地図上で見る限り1ha程度の面積で施設が稼働している。ごみ処理対象の範囲が拡大したりしていないし、急激な人口増加、産業構造の劇的な変化も予定されていない中、なぜ、今回の計画では、3haという数倍の面積を要する施設となるのか。	用地面積につきましては、ごみ処理施設に必要な設備（建物、道路、緑地帯等）に要する面積に加え、将来の建替えを視野に入れた面積を考慮し、概ね3haとしております。	無
6	(P7) 第4節 建設用地の状況 1 用地条件	P2において、災害時に対応出来る施設と位置付ける方針が示されているにもかかわらず、なぜ液状化の危険が高い地域を選定しているのか。液状化対策を講じようとした場合、対策費用が非常に高額になり、トータルコストへの影響が出るのではないのか。 また、ハザートマップでも示されているように、洪水被害が発生した場合、一面水没する可能性がある地域である。このような地域から災害時に本当にエネルギーを供給することが技術的に可能であるのか。	建設用地につきましては、防災面のほかに経済面、環境面等、総合的な評価に基づき選定しております。 なお、ご指摘の点につきましても十分に配慮しながら施設整備を進めてまいります。	無

番号	該当箇所	いただいたご意見の概要	岐阜羽島衛生施設組合の考え方	変更の有無
第2章 ごみ処理の基本事項				
7	(P22) 第2節 計画収集区域	羽島市、羽島郡岐南町、羽島郡笠松町は全域がごみ収集の計画区域となっているが、岐阜市の範囲は南部という曖昧な記載で終わっている。計画されるごみ収集量を検討するにあたって、地域を決めた上で、ごみ収集量を推定して行く必要があるのではないか。どの範囲を収集範囲として検討をしたのか分かりやすく記載した方がよい。	当組合の規約により、ごみ処理に関する岐阜市の区域は、「三里、茜部、鶉、市橋、厚見及び且格小学校区の一部の区域並びに柳津小学校区一円」と定められておりますので、基本計画を修正いたします。	有
8	(P23) 第3節 処理対象ごみ量 2 し尿処理汚泥 3 下水処理汚泥	可燃ごみ量については、市町別の計画搬入量が掲載されているが、し尿汚泥、下水処理汚泥については、なぜ記載がないのですか。	し尿処理汚泥とは、当組合のし尿処理施設における処理残渣であり、市町ごとの内訳はありません。 また、下水処理汚泥は、羽島市のみが対象になります。 基本計画につきましては、修正いたします。	有
9	(P23) 第3節 処理対象ごみ量 4 災害廃棄物	災害廃棄物を可燃ごみ計画搬入量の10%としているが、この根拠は何かあるのか。過去の他地区の災害時の実績等が参考になっているのか。 また、災害時に発生する廃棄物として、どのような災害を想定しているのか。(水害、震災、大規模火災等々)	災害廃棄物量につきましては、東日本大震災の事例を基にした災害廃棄物対策指針の「廃棄物処理施設における処理可能量試算のシナリオの設定」における「中位シナリオ」の年間処理量の実績に対する分担率を準用しており、特定の災害を想定しておりません。	無
10	(P24) 第3節 処理対象ごみ量 5 処理対象ごみ量	若干本論とは、はずれるが、岐阜市をはじめ各市町でごみ減量に向けた対策としてごみ処理の有料化の可能性について検討されているが、ごみ処理の有料化が各市町で進められた場合、同一のごみ処理施設を使用するにあたっての、市町ごとの負担感に差が発生することは考慮されているのか。	建設費及び運営費につきましては、将来処理する構成市町のごみ量による応分負担としております。	無

番号	該当箇所	いただいたご意見の概要	岐阜羽島衛生施設組合の考え方	変更の有無
第4章 ごみ処理方式、炉数				
1 1	(P38) 第1節 ごみ処理方式の選定 2 選定手順	一次選定、二次選定、三次選定を経て、ごみ処理方式が決定されるフローとなっているが、非常に専門的な技術的内容に対して、設定する評価項目、評価基準を設定することが委員会には求められている。そのような判断を行った委員会のメンバーがどのようなメンバーで構成され、判断されたのか公開するべきである。当然のことながら、この様な審議内容について判断することが出来るメンバーによって委員会を構成する必要がある。	技術検討委員会は、廃棄物処理等に関して知見を有する学識経験者4名の委員で構成されています。 また、委員構成及び概要につきましては、当組合ホームページ (http://ghesk.jp/sisetsu) にて掲載しておりますのでご参照ください。	無
1 2	(P50) 第1節 ごみ処理方式の選定 6 三次選定	評価項目の「安全性 事故・トラブル事例」の評価基準で「施設稼働中に、事故、トラブル事例があり、爆発か死傷事故がある：△」と記載があるが、爆発か死傷事故があるような施設は『×』ではないのか。	当該事故は、重大なものですが、すでに原因が解決されていることから「△」と評価しております。	無
1 3	(P52) 第1節 ごみ処理方式の選定 6 三次選定	評価として『◎、○、△、×』の4段階で記載しているのであれば、各項目の判断について点数化を行った上で、各項目に重み付けを行い総合評価方式による判断を下すべきである。	技術検討委員会において、各項目につきましては「◎、○、△、×」で評価し、総合的な観点で判断を行うこととされました。	無
1 4	(P62) 第2節 炉数について 3 炉数の比較	炉の数の比較について、それぞれの評価が記載されているが、文章としての表現だけに留まり、数値的な根拠が記載されていないので、比較が可能な概算数値の記載をすることを望む。	当組合では、定性的に評価した結果、2炉構成が有利と判断しております。	無

番号	該当箇所	いただいたご意見の概要	岐阜羽島衛生施設組合の考え方	変更の有無
15	(P89) 第5節 土木・建築 計画 8 土木計画	羽島市のハザードマップではある程度の浸水予測がされているにもかかわらず、現状と同レベルの計画地盤高で造成を行って、本当に災害時に対応が可能な施設が建設できるのか。水害時にも対応可能な施設として地盤高を検討する必要があるのではないか。また、地盤高を見直す場合は、造成費用についても再検討が必要になるため、トータルコストにも影響するのではないか。	造成による嵩上げも含め、コストや防災効果等、総合的な視点で最適な水害対策を検討してまいります。	無
第6章 配置計画図				
16	(P115) 第3節 アクセス ルート	施設利用アクセスルートについて 周辺住民の生活環境に配慮してルートを検討する。となっているが、建設予定地の周辺は堤防道路か道幅が限定された道路しかない。特に岐阜市南部地域からのアクセス道路は交通量が多く渋滞が予測され時間の計算が難しいので収集計画に支障が起きる。施設の周辺住民だけではなく収集計画も検討のうえで具体化すること。	ご意見を踏まえて、協議、検討してまいります。	無
17	(P116) 第4節 配置計画図	配置計画図が掲載されているが、東側のスペースも含めて、利用方針が不明なエリアが非常に多いように見受けられる。各施設の配置を更に見直すことで、造成エリア自体を更に縮小し、事業費を圧縮することが出来るのではないか。	用地面積につきましては、ごみ処理施設に必要な設備（建物、道路、緑地帯等）に要する面積に加え、将来の建替えを視野に入れた面積を考慮し、概ね3haとしております。	無
第7章 概算事業費				
18	(P126) 3 交付金制度の比 較検討	通常時の売電単価が、東京電力（株）の値で算定されているが、発電量が非常に大きいことから、単価の数値が変わることで、収益に大きな影響を及ぼす可能性がある。そのため、売電費の検討にあたっては、中部電力（株）との協議・情報提供の上で、売電単価を設定した上で、検討するべきではないか。	売電額の検討にあたっては、東京電力（株）のみ売電単価を公表していることから、同社の価格を使用しております。	無

番号	いただいたご意見の概要	岐阜羽島衛生施設組合の考え方	変更の有無
A. 排ガス等の監視に関するもの			
19	<p>公害監視モニターの設置によるリアルタイムな見える化 周辺地域、住民の生活環境を保全することを目的に煤煙（ダイオキシン等）、汚水、臭気、騒音、振動等の実情数値を「監視モニター」で一般市民が24時間いつでも確認ができること。 特に悪臭対策等を行われるが、数値では理解し難いものがあるから万全策をしておくことが重要です。（他地区の施設見学体験から感じた。）</p>	<p>公害監視モニターを設置する等、わかりやすい情報提供に努めてまいります。</p>	無
B. 地域貢献施設等に関するもの			
20	<p>日本一のモデル施設へ 見学コース及び資料館を設けて、自分たちの毎日の生活に、なくてはならない施設であることが認識と理解できること。 公園などの施設で市民が、四季を楽しみ、くつろげる場とする。 地域貢献事業はアンケート調査する。</p>	<p>環境学習施設等につきましては、学習効果の高いものとなるよう他事例も参考にしながら検討してまいります。</p>	無
21	<p>市民の憩いの場となる施設を設けるのも一考して頂きたいと思います。例えば入浴設備・健康器具設備・軽食レストラン等の屋内施設及びアウトドア施設等の併設もどうでしょうか。（処理施設と同時完成でなくても良い。）</p>	<p>地元還元策につきましては、地元等のご意見を伺いながら、協議、検討してまいります。</p>	無
C. 事業運営に関するもの			
22	<p>事業期間【20年】の維持管理業務の概要内容も検討を要します。</p>	<p>今後実施する事業者選定時に検討してまいります。</p>	無

番号	いただいたご意見の概要	岐阜羽島衛生施設組合の考え方	変更の有無
D. 施設整備の推進に関するもの			
23	<p>公表されている「ごみ処理施設建設の概要」からの大方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定した廃棄物処理の確保 ・地球環境にやさしい施設 ・早期の施設建設を目指す <p>以上を掲げているとおり、あらゆる分野の方々との意見交換又今までの経験を生かした、より良いごみ処理施設を完成してもらいたいと思います。</p>	<p>次期ごみ処理施設を整備するには、皆様のご理解とご協力が必要と考えております。</p> <p>引き続き、事業の進捗に合わせて、住民説明会の開催等、丁寧な情報発信に努めてまいります。</p>	無
24	<p>羽島市福寿町平方地区で次期ごみ処理焼却施設の建設事業が進むことを望みます。</p> <p>現代の市民生活に必要な不可欠な施設であります。安心安全なごみ処理施設が完成することを望みます。</p>		
25	<p>組合は市民及び関係者への認識と理解を最大限に行うこと</p> <p>特に建設地地元住民、自治会【市民】、市議会議員などへ説明会参加への動員を。</p> <p>「毎週2回のごみ出し」が身近で、自分自身のことであり、無関心でなくみんなで一緒に検討、考え、「魅力ある施設建設」に向けて説明会などに参加をうながすよう、事業者【組合】は努力して下さい。</p> <p>平成29年12月17日の説明会、参加者数、実態からみて、今までの騒動は何だったかと、心さみしい。</p> <p>建設地が決定で、みんな安堵しているのか。</p> <p>これからがスタートで10年間の各工程があり、これを一つ一つ、クリアすべき課題を乗り越えねばならぬ覚悟を心すべきである。</p> <p>今後、どのようにPRを行っていくのか。</p>		

番号	いただいたご意見の概要	岐阜羽島衛生施設組合の考え方	変更の有無
E. 岐阜市境川5丁目地内の旧ごみ処理施設に関するもの			
26	<p>境川の焼却場についての考え方について申し上げます。</p> <p>停止して、間もなく2年経過しようとしています、当初の解体予定どおりに進んで無いように思います。情報では更に2年程延びると聞いています。理由は誰でも解るような事で少々淋しい思いです。</p> <p>停止後ごみ処理に苦勞しているのは歴然で、更に羽島での新施設稼働が10年～11年先では気が遠くなる気がします。また、岐阜市においても2か所の処理施設で処理していますが、いつ故障するか又自然災害等で急遽使えなくなる事の危険予知も必要かと想定します。</p> <p>この際、解体が遅れるなら新施設が出来るまで、再稼働も可能ではないでしょうか。これには地域との調整及び設備の点検等問題点は多々あると思いますが、前向きに取り組んで頂く様提案します。そうする事により後の跡地利用も十分検討出来又隣接の食肉地方卸売市場もその時期なら移転の話もあり、合わせての有効利用にも繋がるのではと思います。</p>	<p>構成市町の安定的なごみ処理体制を一日も早く再構築するため、次期ごみ処理施設整備事業の円滑な推進に努めてまいります。</p>	
27	<p>焼却炉が停止して2年経過しようとしています。この施設は老朽化した施設ではありません。旧焼却施設建て替えに伴う地域住民との約束による停止であります。</p> <p>平成7年に焼却施設が完成し稼働が始まりました。公害防止協議会を年2回開き地元住民代表者と協議してきましたが、20年間事故もなく安全安心な施設でありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜市は分担金数十億円必要な新焼却施設に参加しない。 ・現在停止中の焼却施設を岐阜市単独で運営する。 ・地元住民に焼却施設過去20年間の安全性とデータを基に再稼働を理解して頂くよう努める。 ・岐阜市内南部地域のごみ処理を重点的に行う。 ・地域振興に努める。 ・岐阜市の焼却施設は東部クリーンセンター、掛洞プラントがありますが、掛洞の焼却施設は、老朽化が進んでいます。災害はいつ起きるかわかりません。 ・焼却施設は毎日必要な施設で効率的な運営が望まれる。東に東部クリーンセンター、南部に停止中の焼却施設、北に掛洞プラントが理想的です。 ・そのためには、現焼却施設を活用することが必要だと思います。 		無

番号	いただいたご意見の概要	岐阜羽島衛生施設組合の考え方	変更の有無
F. 構成市町のごみに関すること			
28	<p>組合に関係している市町は一致団結してこの事業を推進していると考えます。</p> <p>境川施設停止に伴い、岐阜市はなぜ、他の関係市町のごみを全く受け入れなかったのか。その判断を下した組織または役職は誰か。</p>	<p>岐阜市境川 5 丁目地内にあります旧ごみ処理施設の稼働停止後における、各市町のごみ処理方法に関しましては、構成市町による「岐阜南部広域連携推進協議会」において「次期ごみ処理施設が稼働するまでの間、各市町の責任で処理する」ことが決定されました。</p>	無
29	<p>羽島市福寿町平方に作るごみ焼却場に、組合が計画している収集区域以外の岐阜市のごみを入れることはあるのか。その場合、何もなしに、勝手に入れるのか。</p>	<p>当組合の規約により、ごみ処理に関する岐阜市の区域は、「三里、茜部、鶉、市橋、厚見及び且格小学校区の一部の区域並びに柳津小学校区一円」と定められております。</p>	無